

平成 1 9 年

高松市教育委員会 8 月定例会

会議録（抄本）

8月23日（木）開会

8月23日（木）閉会

出席委員			
委員長	幡	慶	一
委員	馬	場	和子
	辻	紘	一
	岡	義	博
教育長	横	田	淳一
欠席委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林	昇	
文化部長	松	木	健吉
教育部次長 社会教育課長事務取扱	久	利	泰夫
教育部次長 学校教育課長事務取扱	上	原	直行
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川	崎	正視
文化部次長 中央図書館長事務取扱	中	川	仁
総務課長	川	田	喜義
新設統合校整備室長	金	本	一成
高松第一高等学校教頭	三	好	武仁
美術館美術課長	吉	田	往嗣
総務課長補佐	南	岳	志
総務課総務係長	佐	々	木啓明
会議録署名委員	岡	義	博
事務局担当書記	谷	本	泰洋

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（ 8 月 定 例 会 ）

日程第 1 臨時会および 7 月定例会会議録承認について

日程第 2 報告事項

- 1 全国学力・学習状況調査について
- 2 第 5 回高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会の開催結果について
- 3 高松市放課後子ども教室推進委員会の設置について
- 4 高松市文化奨励賞選考審議会委員の委嘱について
- 5 美術館のあり方検討委員会の設置について

日程第 3 議案第 52 号 高松市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 53 号 新設統合第一小・中学校（仮称）の統合時期について

日程第 5 議案第 54 号 平成 2 0 年度使用高松第一高等学校教科用図書採択について

日程第 6 質疑事項

【平成19年8月23日(木) 議 事 内 容】

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に岡委員を指名。

日程第1 臨時会および7月定例会会議録承認について

委員長が、臨時会および7月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 報告事項

報告事項1 「全国学力・学習状況調査について」

学校教育課長から、全国学力・学習状況調査結果の資料提供等について説明。

< 質疑 >

委 員 個々の結果を、児童・生徒が知ることはできるのでしょうか。

学校教育課長 個々の結果は、当然、保護者、児童・生徒に伝えます。しかし、学校全体の平均点などは、数値化したものではなく、傾向のみを保護者へ伝えることになります。

委 員 平均点を周知すると、漠然としながらも学校内での位置が分かってしまうということからでしょうか。

学校教育課長 平均点分かると、学校内での大体の順位が分かってしまうので、現在のところ、保護者に平均点を周知することは考えていません。

委 員 「学校全体の傾向」、「市全体の傾向」という言葉が説明にありましたが、「傾向」とは、どのようなことを言うのでしょうか。

学校教育課長 観点別に捉えていくのですが、例えば国語では、「読解力については全国的な水準よりも優れているが、漢字力は少し劣っている。」などということがあります。それらの結果を分析することによって、教育委員会として、このような部分をもう少し指導していきたいという方針を決定する際の参考にしたいと考えていま

す。また、各学校現場においても、自校のそのような実態を基に、今後、先生方がどのような部分の指導に力を入れていくかということ、分析してもらいたいと考えています。

委員 平均点などの数値的なものは、香川県教育委員会だけ分かるのでしょうか。

学校教育課長 香川県教育委員会では、香川県内の全てのデータが集まってくるので、県内の数値的データを把握することができます。県から市へもデータが送られてきますので、高松市教育委員会でも、高松市内の状況については把握することができますが、それを公表することは考えていません。

委員 教育委員会が、過度の競争を避けたいとか、序列化を避けたいという配慮をしていることは、とても良いことだと思います。教員も全体の中での傾向を見ることによって、自分のクラスはどの部分が遅れているか、どこを変えなければいけないかということ、反省点として知ることができ、自分自身の指導力を再確認することができますので、数字を出さなくとも傾向を知らせてもらえるのは、教員にとってもありがたいことだと思います。

報告事項2 「第5回高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会の開催結果について」

学校教育課長から、平成19年8月10日に開催された第5回高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会の開催結果について説明。

< 質疑 >

(発言する者なし)

報告事項3 「高松市放課後子ども教室推進委員会の設置について」

社会教育課長から、高松市放課後子ども教室推進委員会が設置されたことについて説明。

< 質疑 >

委員 この事業を実施するに当たって、予算的な裏付けはあるのでしょうか。

社会教育課長 来年1月から3月までの期間については、平成19年第3回高松市議会定例会において、補正予算を措置することが可決されています。

委員 具体的な活動についてですが、事業はボランティアの方々が行うのでしょうか。その場合、学校の先生方は、どれほど関与するのでしょうか。

社会教育課長 平成16年度から18年度までの3年間、国の試行的な補助事業として、地域子ども教室というものが実施されてきました。この事業には、もちろん学校の協力は必要でしたが、地元の関係団体の方々に御協力を頂くことで実施してきており、高松市放課後子ども教室においても、地域の皆様の協力が不可欠であることから、今回は、地域の態勢が整った地区において、実施することを考えています。

委員 教職員であった方々なども、ボランティアとして参加されるのでしょうか。

社会教育課長 教職員であったというのではなく、学習指導や安全監視のボランティアは、あくまでも地域の中から募らせていただき、主にそのような方々に協力していただこうと考えています。

委員 教職関係の経験のある方にも加わっていただくと良いと思うのですが。

社会教育課長 もちろん、教職員を退職された方にも協力していただけるとありがたいと考えています。

委員 いろいろな人がボランティアとして集まって活動するにしても、それを統括する人間や、責任の所在が明確であることが必要だと思うのですが。

教育長 今まで厚生労働省が所管する放課後児童健全育成事業として留守家庭児童会があり、教育委員会部門の社会教育課が所管しています。留守家庭児童会は、市内34か所で開催されているのですが、小学校の余裕教室や専用のプレハブ教室を使用して、月曜日から金曜日までの放課後、保護者の方が仕事等で不在の小学3年生以下の児童を預かっています。また、健康福祉部のこども未来課でも、放課後児童クラブという名称で同じような事業が実施されています。今回、厚生労働省が所管していた放課後児童健全育成事業を拡充するとともに、文部科学省が3年間試行的に行っていた地域子ども教室を、放課後子ども教室推進事業として新設し、それらを連携させた国の平成19年度新規事業として、放課後子どもプラン推進事業が創設されました。放課後子ども教室は、1年生から6年生までの全学年を対象に実施され、土曜日であっても対応可能な場合は教室を開いても構わないということ

も打ち出されました。高松市においても、この事業にできるかぎり早く対応し、放課後子ども教室を開設していくために、先だって行われた6月市議会において補正予算案を提出し、可決されました。放課後子ども教室は、原則、小学校の空き教室や運動場、体育館を利用するのですが、受入れ態勢が整っている市内13か所程度から実施することを考えています。そのためにも、まず、高松市放課後子ども教室推進委員会を設置し、実施方針や実施計画、安全管理について検討の上、指導者の研修などを行っていかうと考えています。

委員 放課後子ども教室で事故が起きた場合等の対応は、考えられているのでしょうか。

社会教育課長 事故時の対応等も含めて、この推進委員会の中で検討していきたいと思います。準備期間は、10月から12月までの3か月程度を想定しており、先ほど教育長が申したような形で、来年1月から放課後子ども教室を実施していきたいと考えています。

報告事項4 「高松市文化奨励賞選考審議会委員の委嘱について」

文化振興課長から、平成19年8月1日付けで高松市文化奨励賞選考審議会委員の委嘱を行ったことについて説明。

< 質疑 >

(発言する者なし)

報告事項5 「美術館のあり方検討委員会の設置について」

美術課長から、美術館のあり方検討委員会を設置したことについて説明。

< 質疑 >

委員 あり方検討委員会ですから、設置要綱にも「委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。」とあるように、ずっと存続するものではないということですね。この委員会では、どのようなことが検討されるのでしょうか。

文化振興課長　美術館には、条例に規定された高松市美術館協議会と高松市塩江美術館協議会の二つの協議会があり、それらの協議会とこの委員会が重なるような格好になっています。これら二つの協議会では、それぞれの美術館に関する事しか協議されませんが、このあり方検討委員会では、二つの美術館をまとめた上で、全体としての合理性と、どのように活性化していくかなどが検討されます。

美術課長　長期的な視点で考えた場合、あり方検討委員会では、これら二つの協議会を統合することも検討されると思います。また、具体的な部分について言えば、それぞれの美術館ごとに友の会があり、美術館で開催される講座も市民にとって分かりにくかった部分がありますので、地域との連携をどう深めていくかということも課題であると思います。

文化部長　昭和63年に現在の高松市美術館が開館し、来年で20周年を迎えることになりましたが、この間、入場者数が徐々に減少してきています。このようなことから特別展を見直す必要があるのではないかと考えており、どのような視点でいけばよいかということも、提言していただきたいと思っています。また、ミュージアムショップなど、そこでしか購入できないものが販売されていることも、美術館の魅力の一つですが、いろいろと魅力を持たせることが、高松市美術館では弱い部分でありましたので、そのことも含めた上で、活性化、魅力作りということに関しての提言もお願いしたいと考えています。

教 育 長　今回の美術館の不祥事によって、私も含めた関係職員が処分を受けましたが、今後の再生方法などを考えていく上で、高松市の美術館が本当に今までのようなあり方で良かったのか根本的に考えるいい機会だと思っています。高松市美術館は、高松市の中心部に立地しており、商店街にも近く非常に賑やかな場所にある都市型の美術館でありながら、いかに多くの市民、児童・生徒に利用してもらえるか、どのようにして入館者数を増やしていくかという課題があります。したがって、今までのような視点の特別展でいいのかということに加え、美術品の収集方法についても考える必要があるかもしれません。市民の方々がどのような美術を望んでいて、どのような美術展を開催すれば足を運んでいただけるかを考えるとともに、特別展や美術品の収集方法のほかにも、学芸員や事務職員の意識も根本的に変える必要があるのではないかと考えており、いろいろな方面から、検討していただきたいと思っています。また、高松市美術館に収蔵されている美術品などは、高松市美術館

だけでなく、牟礼町や国分寺町、香南町の文化施設などで展示し、合併によって高松市民となられた方々にも見ていただくような機会を作ったり、塩江町の「もみじ祭り」などのイベントのときには、高松市塩江美術館でも収集品の展示を行って、美術館にも足を運んでいただくなど、いろいろなことが考えられると思いますので、それらのことをきちんと検証し、今回の不祥事を契機とし、美術館は変わったと言われるようにしていきたいと思います。

委員 今回、設置された「美術館のあり方検討委員会」と条例に規定されている二つの協議会の関係についてですが、いくらこのような委員会を設置し、あり方に関する提言を行ったとしても、条例によって規定された二つの協議会の意見が優先されるようなことがあれば、この委員会を設置する意味がないと考えるのですが、これらの関係については、どのように取り扱われるのでしょうか。

文化振興課長 従来の条例によって規定された協議会は年1回程度の開催でしたが、この委員会では、美術館の根本的な部分を考え直すことが目的であり、年度内に数回の開催を予定しています。昨年、歴史資料館でもあり方検討委員会を設置し、その委員会から御提言を頂きました。歴史資料館にも、関係4館のうち3館に条例に規定された協議会があったのですが、あり方検討委員会から、三つの協議会を合併することなど、全体としての運営方法に関する御提言を頂き、事務局としても、それらの提言を実現するよう取り組んでいるところです。もちろん美術館についても、同じような形になると考えています。

委員長が、日程第3 議案第52号から日程第5 議案第54号までの3件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第3 議案第52号

議案第52号 「高松市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正について」

< 非公開審議，内容不記載 >

日程第4 議案第53号

議案第53号 「新設統合第一小・中学校（仮称）の統合時期について」

< 非公開審議，内容不記載 >

日程第5 議案第54号

議案第54号 「平成20年度使用高松第一高等学校教科用図書採択について」

< 非公開審議，内容不記載 >

日程第6 質疑事項

総務課長から，高松市教育委員会組織等検討委員会の開催結果について報告。

学校教育課長から，小中一貫教育アンケート調査の実施について報告。

学校教育課長から，平成18年度の不登校児童・生徒の状況について報告。

社会教育課長から，生涯学習基本計画の策定について説明。

市民スポーツ課長から，市議会の所管事務調査について説明。

午後4時40分 閉会

議決事項

「高松市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正について」

「新設統合第一小・中学校（仮称）の統合時期について」

「平成20年度使用高松第一高等学校教科用図書採択について」